

## □計画の位置づけ

交通事故に占める自転車事故の割合や自転車盗難の発生件数が高い水準で推移している背景から、「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」のもと、自転車の安全で安心な利用の促進を図るための計画としてH28年3月に策定。

その後、国の自転車活用推進法がH29年5月1日に施行され、R2年の見直しの際に、法で市区町村の努力義務と定められる「市町村自転車活用推進計画」に位置付けたもの。

【参考】自転車活用推進法 第三章 自転車活用推進計画等

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勧告して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## ■国・県・市の計画期間

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
国			有識者会議 ●安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定(H28.7)	第1次自転車活用推進計画		有識者会議 R2年9月～	第2次自転車活用推進計画(5年) 安全で快適な自転車利用●環境創出ガイドラインの改定(R6.6)					第3次計画	
県					滋賀県自転車活用推進計画(4年)			第2次滋賀県自転車活用推進計画(4年)				第3次計画	
市	委員会	草津市自転車安全安心利用促進計画(10年)※R2に見直し										委員会	第2次計画

## ■国・県の計画の内容を反映するため、市計画の策定年度をR7→R8へ(施行年度をR8→R9へ)変更。

変更理由①国・県計画の策定期間

- ・国の計画はR7年9月頃から会議を開催し、R8年5月頃に策定(施行)される見込みであり、県の計画はR8年度に策定(R9年度施行)される見込み。
- ・市の計画をR7年度に策定(R8年度施行)する場合、国・県計画を反映することは困難である。

変更理由②法改正に伴う分析

- ・近年、ヘルメットの着用努力義務化や、ながらスマホ・酒気帯び運転への罰則強化など、自転車に関連する法改正が続いており、改正後期間が短いためデータ数が少ないことから分析が困難である。

- 策定年度をR8年にすることで、R8年5月頃に策定済の国計画を反映することが可能。また、県は市と同時期(R8)に策定されることから、内容を反映することが可能。法改正後の各種データの収集・分析が可能。
- 次回、国(第4次計画)、県(第4次計画)はそれぞれR12年度に策定(R13年度施行)予定であり、R13年度に策定(R14年度施行)予定の市計画へ反映が可能。

## ■今後の委員会スケジュール(案)

### [委員会審議]

R7	第1回 現計画の進捗管理、アンケートの調査について
	第2回 アンケート調査結果の報告
R8	第1回 計画の評価および第2次計画骨子
	第2回 第2次計画素案
	第3回 パブコメ案
	第4回 パブコメ結果の報告